

米子市社会教育委員の会 取組や研修について

【社会教育委員の職務】 社会教育法第17条より

- ・社会教育に関する諸計画の企画立案
- ・教育委員会への答申・意見を述べること（建議）
- ・必要な研究調査

【社会教育委員の心得】 社会教育委員の手引きより

- ①地域の実情に詳しくなりましょう。
- ②地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
- ③地域づくり・まちづくりの活動、NPO やボランティア団体の活動に参加してみましょう。
- ④研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
- ⑤社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。
- ⑥他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。
- ⑦教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

【米子市社会教育委員として取り組んでいくべきこと】

【米子市社会教育委員の会で必要な研修】